

海上自衛隊のリムパック参加と即応態勢の維持に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年九月十二日

舩 正 敏

参議院議長 土屋 義 彦 殿

海上自衛隊のリムパック参加と即応態勢の維持に関する質問主意書

私が第一二〇回国会において提出した「海上自衛隊のリムパック参加と日本の海上防衛に関する質問」に対する政府答弁書（九一年三月二九日）は、「リムパックへの参加は、海上自衛隊の戦術技量向上に必要であることから行っているものであり、『防衛計画の大綱』（昭和五十一年十月二十九日閣議決定）との関係において問題を生ずるといったものではない」としている。しかしながら、私の質問がリムパック参加と防衛計画の大綱との直接的な関係についてただしたものでないことは、一読すれば理解できることと思われたが、政府に対しては質問の意図が正確に伝わらなかったようなので再度質問したい。

リムパック 86、88、90 のそれぞれの参加期間中、日本においては「防衛計画の大綱」でいうところの「即応の態勢で維持し得る」護衛隊群は第一〜四護衛隊群の中のいずれであったのか、それぞ

れにつき明らかにされたい。

右質問する。